

S=1 : 25,000 (A0)

青森都市計画土地区画整理事業の変更（青森市決定）総括図

令和六年五月現在

- 注 意
1. この図面の範囲は市域を4等15分画のものです。
詳細は変更することがありますので利用にあたっては
この図と合意ください。
 2. この図は青森市としての図面であり、青森市以外の
関係機関が関係する図面ではありません。
 3. 青森市としての図面であり、青森市以外の
関係機関が関係する図面ではありません。
 4. 青森市としての図面であり、青森市以外の
関係機関が関係する図面ではありません。



凡 例

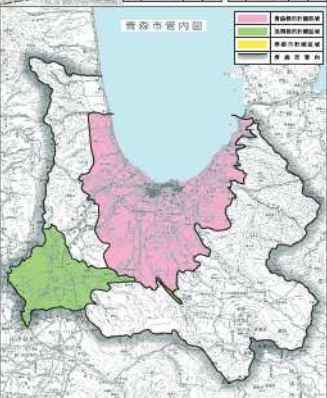
色	区画
緑	第一種市街地利用地区
黄緑	第二種市街地利用地区
黄	第三種市街地利用地区
オレンジ	第四種市街地利用地区
赤	第五種市街地利用地区
紫	第六種市街地利用地区
青	第七種市街地利用地区
水色	第八種市街地利用地区
白	第九種市街地利用地区
黒	第十種市街地利用地区
...	...

大野南土地区画整理事業（廃止）
青森市大字大野字前田、
青森市大字大野字玉島、
青森市大字荒川字藤戸の各一部
約8.6ha

凡 例
廃止

青森市管内図

区画	面積
第一種市街地利用地区	...
第二種市街地利用地区	...
第三種市街地利用地区	...
第四種市街地利用地区	...
第五種市街地利用地区	...
第六種市街地利用地区	...
第七種市街地利用地区	...
第八種市街地利用地区	...
第九種市街地利用地区	...
第十種市街地利用地区	...

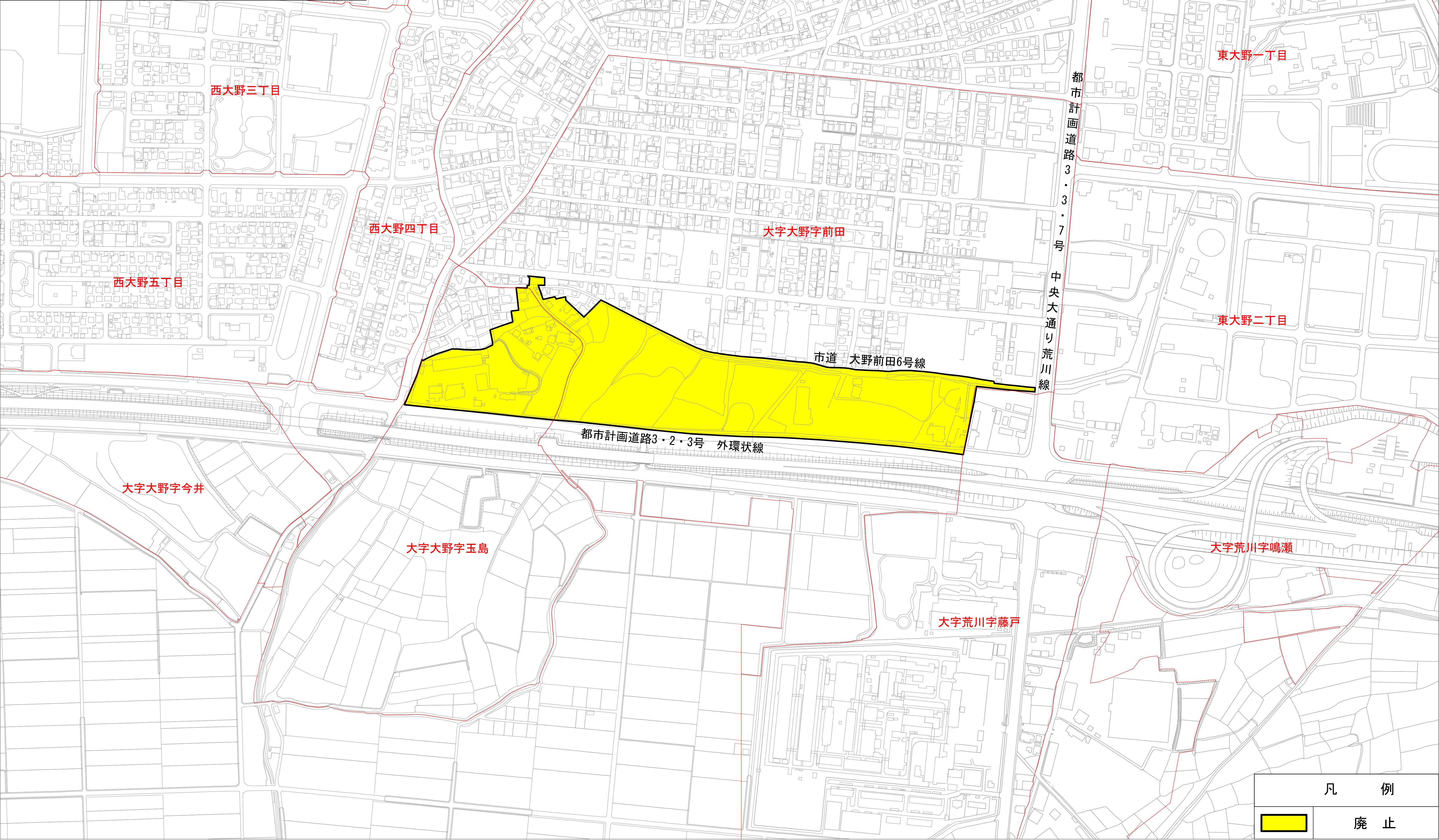


1 : 25,000

青森市

名 称	大野南土地区画整理事業の廃止		
図面種別	計 画 図		
縮 尺	S=1:2500(A1)		
図 面 番 号			
葉 の 内			
青 森 市			

青森都市計画土地区画整理事業の変更（青森市決定） 計画図



青森都市計画土地地区画整理事業の変更（青森市決定）

都市計画大野南土地地区画整理事業を廃止する。

理 由

大野南土地地区画整理事業は、平成 8 年に計画的に良好な市街地形成を図ることを目的として都市計画決定したが、長期に渡り未着手となっている。

現在においても事業実施に必要な権利者の同意を得ることが困難な状況にあり、また、今後もこの状況が変わる見込みがなく、本事業の実現は極めて困難であることから、大野南土地地区画整理事業の都市計画を廃止するものである。

（詳細は、別紙変更理由のとおり。）

青森都市計画土地区画整理事業の変更理由

○大野南土地区画整理事業の廃止

大野南土地区画整理事業は、土地所有者等（以下、「地権者」という。）が土地区画整理組合を設立して地区内の整備を一体的に行う組合施行による土地区画整理事業を行うこととして、平成6年に一部の地権者が発起人となり、青森市大野南地区土地区画整理組合設立準備委員会を組織し、その後、名称を青森市大野南土地区画整理組合設立準備会（以下、「準備会」という。）に変更する等し、土地区画整理組合の設立に向けてこれまで活動してきた経緯がある。

本市では、こうした地権者による組合施行の土地区画整理事業の機運を踏まえ、大野南地区の都市基盤整備を計画的に進め、良好な市街地形成が図られるよう、平成8年に大野南土地区画整理事業を都市計画決定した。

しかしながら、地元の準備会結成から約30年が経過した現在においても、土地区画整理組合設立の認可には至っていない。

こうした状況の中、令和5年3月には、発起人の関係者を含む一部の地権者から土地区画整理事業の変更（廃止）を求める要望書が本市に提出されたこと等を踏まえ、本市では、令和5年11月から12月にかけて、全ての地権者に対して本事業に関する意向確認の調査を行ったところ、事業廃止の意向が大半を占め、土地区画整理組合の設立に必要な要件を満たしていないことが確認されたこと等から、令和6年4月に地権者を対象とした「大野南地区のまちづくりの方向性に関する説明会」を開催し、本市としては、土地区画整理事業以外の手法による土地利用の促進を検討する旨の方針を示したところである。

大野南土地区画整理事業については、現在においても事業実施に必要な権利者の同意を得ることが困難な状況にあり、また、今後もこの状況が変わる見込みがなく、本事業の実現は極めて困難であることから、大野南土地区画整理事業の都市計画を廃止するものである。